

第3章 文化財復旧等に係る補助事業

1 文化財復旧等に係る補助事業の概要

令和2年7月豪雨では、県内の多くの文化財が被災した。通常、文化財の復旧は所有者、管理者又は管理団体が行うが、復旧に係る経費は高額になることが多い。特に、自身も被災し生活再建を行わなくてはならない個人や民間事業者（以下「民間事業者等」という。）の場合、その負担は極めて大きい。そのため、文化財の復旧に当たっては、様々な補助事業が活用されている。しかし、それでもなお民間事業者等の負担は大きく、熊本県では、令和2年7月豪雨で被災した民間事業者等の更なる負担軽減を図るため。通常の補助事業に加え、熊本県球磨川流域復興基金を活用した交付金事業として被災文化財（指定文化財及び国登録文化財）復旧支援事業を創設した。また、文化財に限らず地域コミュニティの場として利用されてきた被災施設等の再建を支援する地域コミュニティ施設等再建支援事業も同基金を活用し創設した。

令和2年7月豪雨からの文化財復旧等に当り市町村や民間事業者等に活用されている主な補助事業等及び民間事業者の費用負担の割合は表2-8、図2-10のとおりである。

表2-8 令和2年7月豪雨で被災した文化財の復旧等に係る主な補助事業

補助金名称	所管	補助事業者	補助率
国庫補助			
国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金	文化庁	所有者 管理団体 管理責任者 地方公共団体	（災害）70%～85% （一般）50% ※ 補助メニュー・補助事業者によって補助率の加算あり。
国宝重要文化財等防災施設整備費補助金	文化庁	所有者 管理団体 管理責任者	（災害）70%～85% （一般）50%・85% ※ 補助メニュー・補助事業者によって補助率の加算あり。
公立社会教育施設災害復旧費補助金	文部科学省	地方公共団体	2/3
熊本県なりわい再建支援補助金	中小企業庁 県商工振興金融課	中小企業 中堅企業 みなし中堅企業 大企業 みなし大企業	（中小企業）3/4 以内 （中堅企業等）1/2 以内
県費補助			
熊本県文化財保存整備費補助金	文化課	所有者 管理団体	（県指定）1/2 以内 ※ 市町村事業の場合、事業費1,000千円未満は対象外 （国指定等・民間）10%以内 （国指定等・市町村）5%以内 ※ 市町村事業の場合、国補助率80%以上、事業費10,000千円未満は対象外
熊本県球磨川流域復興基金交付金事業	県球磨川流域復興局（相談窓口） 文化課 観光文化政策課	地方公共団体（支援対象） 集落・自治体 文化財の民間所有者	（地域コミュニティ）1/2 以内 （被災文化財に係る所有者負担軽減） 市町村指定・国登録（設計）所有者負担額の1/2 以内 国登録（工事）所有者負担額の2/3 以内 ※ 県から市町村への交付は10/10 ※ 新たに市町村補助事業を創設し、県申請前に市町村から市町村補助金として交付する必要がある。

国指定文化財（災害）

（文化庁）国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金／国宝重要文化財等防災施設整備費補助金

（ 県 ）熊本県文化財保存整備費補助金／熊本県球磨川流域復興基金交付金事業

国庫補助 70%～85% (補助メニュー・補助事業者によって補助率の加算あり)	県費補助 10%	基金 ^{※1} 2.5% ～10%	事業者 ^{※2} 2.5% ～10%
---	-------------	----------------------------------	-----------------------------------

県指定文化財

（ 県 ）熊本県文化財保存整備費補助金／熊本県球磨川流域復興基金交付金事業

県費補助 50%	基金 ^{※1} 25%	事業者 ^{※2} 25%
-------------	-------------------------	--------------------------

市町村指定文化財

（ 県 ）熊本県球磨川流域復興基金交付金事業

市町村費補助 50% (各市町村の規定による)	基金 ^{※1} 25%	事業者 ^{※2} 25%
-------------------------------	-------------------------	--------------------------

国登録有形文化財（設計）

（文化庁）国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金

（ 県 ）熊本県文化財保存整備費補助金／熊本県球磨川流域復興基金交付金事業

国庫補助 70%	県費補助 10%	基金 ^{※1} 10%	事業者 ^{※2} 10%
-------------	-------------	-------------------------	--------------------------

国登録有形文化財（工事費）

（ 県 ）熊本県球磨川流域復興基金交付金事業

基金 ^{※1} 2/3	事業者 ^{※2} 1/3
-------------------------	--------------------------

地域コミュニティ施設

（ 県 ）熊本県球磨川流域復興基金交付金事業

基金 ^{※1} 1/2	事業者 ^{※2} 1/2
-------------------------	--------------------------

※1 熊本県球磨川流域復興基金交付金事業（令和2年7月豪雨被災者等支援交付金（市町村事業））

※2 国庫補助、県費補助以外に市町村費補助や民間助成等がある場合は、事業者負担分からそれら支援額を除いた残額の2分の1以内を基金から支援

図2-10 令和2年7月豪雨で被災した文化財及び地域コミュニティ施設の復旧に係る民間事業者の負担割合

なお、令和2年7月豪雨からの災害復旧に当たり、補助事業者によっては事業の内容に応じ複数の補助事業を活用する事例も見受けられる。例えば、人吉市が行う国史跡人吉城跡の復旧には、主に文化庁所管の補助事業が活用されているが、城内に位置する人吉城歴史館（ガイダンス施設）の復旧には文部科学省所管の補助事業も活用された。具体的には、原形復旧を行うガイダンス施設の建物躯体は国宝重要文化財等保存・活用費補助金の災害復旧（歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業、補助率70%、文化庁所管）、復旧を機に刷新する展示施設は同補助金の通常事業（歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業、補助率50%、文化庁所管）、被災した展示品の復旧には公立社会教育施設災害復旧事業（補助率2/3、文部科学省所管）が活用され、文化庁所管の補助事業について

は、熊本県文化財保存整備費補助金（文化財災害復旧事業（令和2年7月豪雨）、補助率5%以内）も併用して活用されている²⁰。

その他、民間事業者等によっては公的支援のほかに民間の助成事業やクラウドファンディングによる資金調達を行い、さらなる負担軽減を図っている事例もある。

2 補助事業

（1）国庫補助事業

ア 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金／国宝重要文化財等防災施設整備費補助金

（ア）概要

国指定等文化財の復旧には、主に文化庁所管の国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金及び国宝重要文化財等防災施設整備費補助金が活用されている。補助事業者は、所有者、管理団体又は管理責任者で、補助率は文化財の種別や事業者、事業内容により70%～85%である。補助の対象は、被災した国指定文化財及び国登録有形文化財（設計費のみ）である。

その他、令和2年7月豪雨で被災した防災設備や展示設備の改良・新設や被災地の復旧・復興事業に係る試掘・確認調査、水損被害を受けた埋蔵文化財の保存処理にも国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金が活用されているが、こちらは通常事業として実施されており、補助率は補助メニューや補助事業者によって50%又は85%である。

（イ）これまでの実績

令和7（2024）年3月31日現在の国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金及び国宝重要文化財等防災施設整備費補助金のうち災害復旧事業の実績は表2-9のとおりである。

**表2-9 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金／国宝重要文化財等防災施設整備費補助金
交付実績（災害復旧事業）**

令和7年（2025年）3月31日現在

年度	件数	金額
令和2年度（2020年度）※1	5件	206,309千円
令和3年度（2021年度）	4件	34,075千円
令和4年度（2022年度）	6件	256,131千円
令和5年度（2023年度）	3件	32,741千円
令和6年度（2024年度）※2	1件	47,551千円
合計	19件	576,807千円

※1 令和2年度は補正予算対応

※2 令和6年度の件数・金額は令和7年度繰越事業含む

²⁰ ただし、事業費10,000千円以上の事業に限る。

イ 公立社会教育施設災害復旧費補助金

被災した社会教育施設の復旧には、文部科学省所管の公立社会教育施設災害復旧費補助金が活用されている。補助対象は激甚災害（本激）により被害を受けた特定地方公共団体が設置する文化施設や公民館、博物館といった社会教育施設で、補助事業者は地方公共団体である。補助率は、復旧に要する経費の3分の2である。

令和2年7月豪雨災害では、人吉城歴史館（ガイドンス施設）の展示品である文化財の復旧で活用された。

ウ 熊本県なりわい再建支援補助金

被災した中小企業等の施設の復旧には、中小企業庁及び県商工振興金融課所管の熊本県なりわい再建支援補助金が活用されている。補助事業者は中小企業・中堅企業及びみなし中堅企業・大企業及びみなし大企業である²¹。補助率は、中小企業が4分の3以内、中堅企業及びみなし中堅企業・大企業及びみなし大企業が2分の1以内である。

補助の対象は、令和2年7月豪雨で損壊又は継続して使用することが困難になった中小企業等の施設・設備で県内の施設及び設備の復旧・整備に要する経費等が対象となる。

令和2年7月豪雨では、国登録有形文化財である旅館の復旧等で活用された。

（2）県費補助事業

ア 熊本県文化財保存整備費補助金

（ア）概要

県指定文化財の復旧には、文化課所管の熊本県文化財保存整備費補助金が活用されている。補助事業者は、所有者又は管理者で、補助率は2分の1以内である。補助対象経費は、文化庁所管の国庫補助事業に準じる。ただし、補助事業者が市町村である場合は、事業費1,000千円以上の事業を補助対象としている。

また、国指定等文化財の復旧に対して補助事業者が国庫補助を受けている場合は同補助金から随伴補助を行っている。随伴補助の補助率は、補助事業者が民間の場合は10%以内、市町村の場合は5%以内である。ただし、補助事業者が市町村である場合は、国庫補助率80%未満かつ事業費10,000千円以上の事業のみ補助対象としている。

（イ）これまでの実績

令和7（2025）年3月31日現在の熊本県文化財保存整備費補助金のうち災害復旧事業の実績は表2-10のとおりである。

²¹ ただし、大企業及びみなし大企業は中小企業・中堅企業及びみなし中堅企業に施設・設備を貸し付けている場合に限る。

表 2-10 熊本県文化財保存整備費補助金交付実績（災害復旧事業）

令和7年（2025年）3月31日現在

年度	件数	金額
令和2年度（2020年度）※ ¹	5件	15,143千円
令和3年度（2021年度）	6件	6,017千円
令和4年度（2022年度）	4件	16,024千円
令和5年度（2023年度）	3件	4,995千円
令和6年度（2024年度）※ ²	2件	3,875千円
合計	20件	46,054千円

※¹ 令和2年度は補正予算対応後※² 令和6年度の件数・金額は令和7年度繰越事業含む

イ 熊本県球磨川流域復興基金交付金事業

（ア）概要

熊本県では、令和2年7月豪雨の被災者支援に当たり、令和2年度（2020年度）10月補正予算において既存の「熊本県球磨川水系防災減災基金」を「熊本県球磨川流域復興基金」に改正し、全額一般財源で30億円の積み立てを行った。あわせて、この基金を財源とする球磨川流域復興基金交付金事業を創設し、「1 被災者の生活支援」・「2 被災宅地の復旧支援」・「3 住まいの再建」・「4 公共施設、コミュニティ施設等の復旧支援」・「5 産業復興」・「6 防災・減災対策」・「7 復興まちづくり支援」の7項目（基本事業）に関する被災者支援を行っている。

令和2年11月に4項目（基本事業）18事業で始まったこの交付金事業は、令和7年（2025年）4月1日現在、生活再建支援事業、復興まちづくり拠点施設整備等支援事業、豪雨災害の記録・教訓伝承推進事業等7項目（基本事業）38事業²²となっている。

本事業の所管は、県球磨川流域復興局であるが、各事業の相談窓口は県各課が担っており、文化課では被災文化財（指定文化財及び国登録文化財）復旧支援事業と地域コミュニティ施設等再建支援事業を担当している。

また、本事業は県から市町村へ補助金を交付する形をとっており、事業を活用するためには市町村において本事業に係る補助事業を創設する必要がある。県では、市町村が補助事業として文化財の民間所有者や地域・集落に交付した経費を、事業完了後に市町村からの申請に応じ交付している。

²² 令和7年（2025年）3月現在で球磨川流域復興基金交付金事業38事業のうち12事業は支援期間を終了している。球磨川流域復興基金交付金事業等（令和7年4月1日現在）は、熊本県ホームページ参照。
(<https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/attachment/278238.pdf>)

(イ) 文化課が相談窓口となっている事業

① 被災文化財（指定文化財及び国登録文化財）復旧支援事業

被災文化財（指定文化財及び国登録文化財）復旧支援事業は、被災した民間所有の文化財の保全のため、国庫補助や県費補助といった既存の補助事業等を活用してもなお残る民間所有者等の負担軽減を図るものである。具体的には所有者である民間事業者等が行う指定等文化財の復旧工事における所有者負担分に対し、本事業を活用するために市町村が新たに補助事業を創設して補助金を交付し、県は市町村に対してこの補助金相当額を交付する（図2-11）。

支援対象は、令和2年7月豪雨で被災した民間等が所有する国・県・市町村指定等文化財で、支援対象経費は支援対象文化財の復旧にかかった経費である。補助率は、国・県・市町村指定文化財の復旧に要する経費及び国登録有形文化財の復旧に係る設計管理費は所有者負担額の2分の1以内、国登録有形文化財の復旧に係る工事費は所有者負担額の3分の2以内である²³。

支援内容	被災した民間所有の文化財の保全のため、国庫補助や熊本県文化財保存整備費補助といった既存の補助金等を活用してもなお残る民間所有者負担について支援 ※ 県は市町村が交付する軽減措置に対し、必要な経費相当額を市町村に交付
支援対象	令和2年7月豪雨で被災した民間が所有する国・県・市町村指定文化財及び国登録文化財
支援対象経費	支援対象の復旧にかかった経費
支援対象者	支援対象の民間所有者 ※ ただし、県からは市町村に対し補助金を交付。支援対象者への交付は市町村が本事業を活用するために新たに創設した補助事業から支援
補助率	【国・県・市町村指定文化財】 所有者負担額の2分の1以内 【国登録有形文化財】 （設計管理費）所有者負担額の1/2以内 （工事費）所有者負担額の2/3以内 ※ 国・県・市町村補助がある場合は、事業者負担分からそれら支援額を除いた残額の2分の1以内を基金から支援 ※ ただし、県から市町村へ交付する際の補助率は市町村補助で交付した金額の10/10
相談窓口	文化課

※ 未指定文化財であっても被災後に指定等を受ければ交付の対象とする。

※ 未指定文化財で指定等を受けた時点で既に復旧が完了している場合は、遡及して交付の対象とする。

図2-11 被災文化財（指定文化財及び国登録文化財）復旧支援事業概要

²³ ただし、県から市町村に交付する際の補助率は10分の10。

なお、熊本地震では、平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金を原資に未指定文化財の復旧も支援対象としているが、令和2年7月豪雨では被災した未指定文化財の復旧に対する支援策は整備していない。ただし、被災当時未指定の文化財も被災後に指定・登録されれば、その文化財の復旧に要した経費は事業の支援対象となり、指定・登録時に復旧が完了している場合には、遡及して交付の対象としている。

② 地域コミュニティ施設等再建支援事業

地域コミュニティ施設等再建支援事業は、球磨川流域復興基金交付金事業創設当初から事業化されているメニューの一つである（図2-12）。

支援内容	被災した地域・集落における地域コミュニティの場として長年利用されてきた施設等の再建に要する経費を支援
支援対象	次の要件をすべて満たすもので、地域・集落のコミュニティを維持するために復旧が必要と市町村長が認定する施設等 ① 市町村の区域内に所在している施設等であること。 ② 専ら地域（集落）の住民が利用する施設等であること。 ③ 専ら地域（集落）の住民が交代で維持・管理している施設等であること。 ④ 当該地域（集落）の住民が参加する祭りや行事等のコミュニティ活動に現に活用され、今後も引き続き活用されることが確実な施設等であること。
支援対象経費	地域・集落のコミュニティを維持するために復旧が必要と市町村長が認定する施設及び用具に係る以下の原型復旧に要する費用 【施設】① 建替：本体工事、付帯設備（電気、空調、衛生等）、外構工事、地盤復旧・改良工事、設計監理委託に要する経費※土地購入費及び事務費を除く。 ② 修繕：建物本体、付帯設備及び外構の補修工事、地盤復旧・改良工事及び設計監理委託に要する経費※土地購入費及び事務費を除く。 【用具】コミュニティで所有し、維持管理する地域固有の伝統芸能及び民族芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に使用する用具の修繕・新調に要する経費（単価3万円以上）
支援対象者	支援対象施設等を管理する集落又は自治体 ※ ただし、県からは市町村に対し補助金を交付。支援対象者への交付は市町村が本事業を活用するために新たに創設した補助事業から支援
補助率	支援対象経費の1/2以内 ※ 国・県・市町村補助がある場合は、事業者負担分からそれら支援額を除いた残額の2分の1以内を基金から支援 ※ ただし、県から市町村へ交付する際の補助率は市町村補助で交付した金額の10/10
その他交付上限	【施設】10,000千円/件 / 【用具】1,000千円/件
相談窓口	【施設】文化課 / 【用具】観光文化政策課

※復旧済の施設であっても、遡及して交付の対象とする。

図2-12 地域コミュニティ施設等再建支援事業概要

支援内容は、被災した地域・集落において地域コミュニティの場として長年利用されてきた施設等の再建に要する経費を支援するものである。

支援対象は、図 2-12 支援対象①～④全ての要件を満たす施設等で、具体的には神社や堂宇、祠等を対象としている。

支援対象経費は、地域・集落のコミュニティを維持するために復旧が必要と市町村長が認定する施設及び用具に係る原形復旧に要した経費で²⁴、支援対象者は支援対象となる施設等を管理する集落又は自治会である。補助率は、支援対象経費の2分の1以内で²⁵、補助上限を施設復旧の場合は1件当たり10,000千円、用具復旧の場合は1件当たり1,000千円としている。なお、すでに復旧が完了した施設であっても、遡及して交付の対象としている。

また、熊本地震の地域コミュニティ施設等再建支援事業では、施設の復旧のみを対象としているが、令和2年7月豪雨に係る同事業では地域コミュニティで所有し維持管理する地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に使用する用具の修繕や新調も対象としている。本事業の相談窓口は施設関係を文化課が、用具関係を県観光文化政策課が担当している。

(ウ) 熊本県球磨川流域復興基金交付金事業における事務の流れ

球磨川流域復興基金交付金事業における事務の流れは図 2-13 のとおりである。市町村からの交付申請等の受付窓口及び事務処理は県球磨川流域復興局が行い、事業内容や実績報告の確認等や市町村からの相談窓口を県各担当課が担っている。また、本事業に係る事務負担が過度なものとならないよう、市町村に対しては見込み額調査の上、年度末

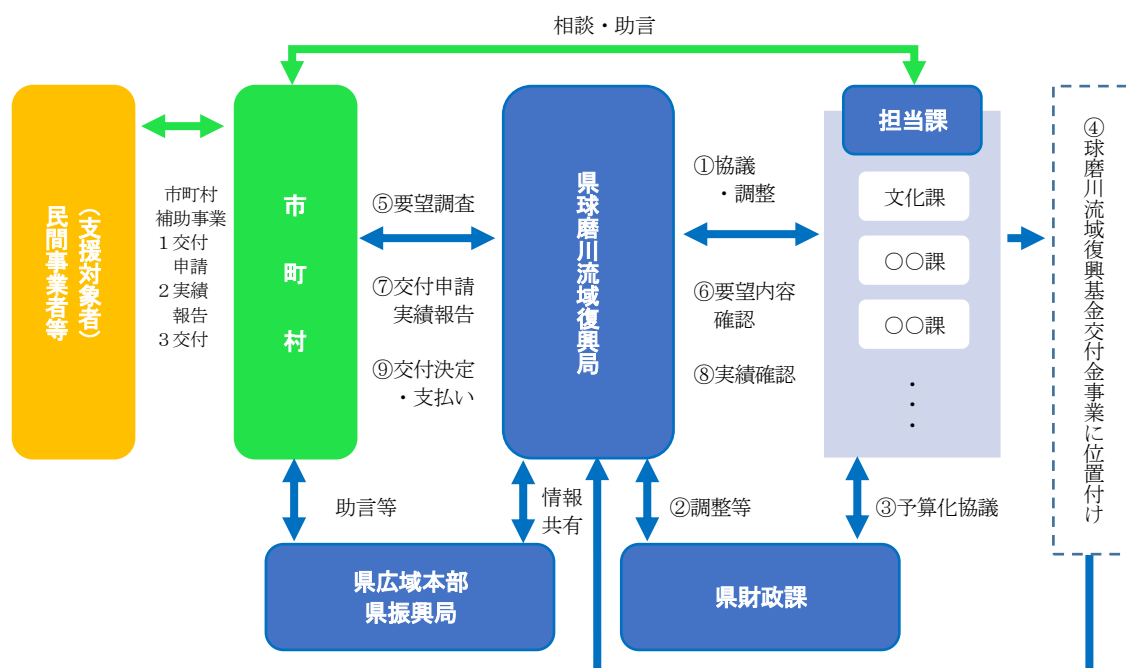


図 2-13 熊本県球磨川流域復興基金交付金事業における事務の流れ (イメージ)

²⁴ ただし、これらの復旧に市町村等からの補助金がある場合は、その分を補助対象経費から控除する。

²⁵ ただし、県から市町村に交付する際の補助率は10分の10。

に交付申請と実績報告の提出を同時に求める等、できる限り簡素な審査事務の仕組みとなっている。

交付の流れは、市町村がまず本事業を活用するために新たに創設した補助事業により民間事業者等へ補助金を交付する。事業完了後に市町村において本事業所要額を取りまとめて県へ交付申請と実績報告を提出し、補助金の交付を受ける。

つまり、本事業は民間事業者等を支援するために市町村が先んじて補助金を交付し、その立て替えた経費を県が事業完了後に市町村に対し支出する形となっている。なお、この仕組みは熊本地震復興基金交付金事業と同様である。

(エ) これまでの実績

令和7年（2025年）3月31日現在の地域コミュニティ施設等再建支援事業及び被災文化財（指定文化財及び国登録文化財）復旧支援事業の実績は表2-11のとおりである。

表2-11 熊本県球磨川流域復興基金交付実績

被災文化財（指定文化財及び国登録文化財）復旧支援事業

令和7年（2025年）3月31日現在

年度	件数	金額
令和2年度（2020年度）	—	—
令和3年度（2021年度）	7件	7,180千円
令和4年度（2022年度）	7件	9,480千円
令和5年度（2023年度）	8件	10,318千円
令和6年度（2024年度）	2件	2,950千円
合計	24件	29,928千円

地域コミュニティ施設等再建支援事業

令和7年（2025年）3月31日現在

年度	件数	金額
令和2年度（2020年度）	1件	328千円
令和3年度（2021年度）	16件	19,177千円
令和4年度（2022年度）	10件	10,667千円
令和5年度（2023年度）	6件	7,641千円
令和6年度（2024年度）	1件	330千円
合計	34件	38,143千円

3 活かされた熊本地震の経験と課題及び今後の展望

令和2年7月豪雨で被災した指定等文化財は、市町村や民間事業者等によって被災直後から土砂の撤去等が始まり、発災2週間後には補助事業の事前着工の制度を利用し復旧事業が開始された。発災直後の混乱が残る中で事務手続きの遺漏なく比較的円滑に事業を進められたのは、国・県・市町村等の連携がうまく図られた結果である。さらに、熊本地震の経験を基に文化課において災害時における国や県の動きを予測し、情報を収集しながら先手を打って対応できたことも大きい。

また、今回の災害復旧事業では先にも述べたとおり、事業者は同じ文化財であっても復旧事業の内容毎に最も適した補助事業を選択しており、これは市町村や民間事業者等の財政的な負担軽減に効果があったと考える。県では、今後も広い視野を持って所管以外の補助事業等の情報を収集し、事業者に対してより効果的な補助事業の活用を促していくことが望まれる。

さらに、文化課では発災後の早い段階から、庁内の動きと連動し熊本地震時を参考に文化財の民間所有者に対する負担軽減措置の検討を行い、発災から約1ヶ月後の8月上旬には支援制度の大枠を整理し、庁内関係課との調整を開始した。その結果、11月に創設された球磨川流域復興基金交付金事業には、緊急を要する事業として地域コミュニティ施設等再建支援事業が組み込まれた。また、令和2年度（2020年度）末には被災文化財（指定文化財及び国登録文化財）復旧支援事業も交付金事業として整備され、被災者支援策を整えることができた。文化課が相談窓口を担当する被災文化財（指定文化財及び国登録文化財）復旧支援事業と地域コミュニティ施設等再建支援事業（施設）はいずれも熊本地震の事例を参考に制度設計を行っており、一部交付のスキームは異なるものの支援内容はほぼ熊本地震並みとなっている。

ところで、県では文化財復旧に係る民間事業者等の負担軽減に熊本地震及び令和2年7月豪雨共に基金を活用しているが、その性格には違いがある。熊本地震の場合、熊本城・阿蘇神社等被災文化財復興支援委員会による支援の呼びかけにより、多くの個人・団体から寄附をいただいた。そして、その寄附を原資に被災文化財の復旧に特化した「平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金」を創設し、寄附の受入を文化課で行っている²⁶。それに対し、令和2年7月豪雨の場合、新型コロナウイルス感染症による先行き不透明の状況や全国的に大規模災害が続いていること等の理由により、熊本地震のような文化財復旧に特化した寄附の受入や基金の創設は行っていない。寄附の申出があった場合は、県外企業であれば企業版ふるさと納税での寄附をお願いした。しかし、令和2年7月豪雨災害の際には、県が従前から運用していた「熊本県球磨川水系防災減災基金」があったため、その基金を活用し「熊本県球磨川流域復興基金」を県全体として設置した。それにより、結果として令和2年7月豪雨で被災した文化財の復旧や地域コミュニティ施設についても地震同様の対応をとることができた。

近年、全国各地で大規模災害が発生しており、熊本県もいつ再び大規模災害に見舞わ

²⁶ 熊本城・阿蘇神社等被災文化財復興支援委員会は令和6年（2024年）3月12日に解散し、寄附の受入も同年3月31日をもって終了した。以降、寄附の申出があった場合はふるさと納税や熊本市への寄附を提案している。

れるか分からない。今後も大規模災害が発生した際は文化財を保存し、将来につなげていくために文化課では同様の負担軽減措置を検討していくことになる想定される。そのためには財源の確保が必要であり、県としても平時から災害時の文化財復旧に備えた財源確保について検討しておく必要があるだろう²⁷。

²⁷ 例えば、独立行政法人国立文化財機構文化財防災センターでは、文化財を災害からまもり、次世代へ確実に伝えていくために「文化財防災救援基金」を創設している。

